

第2章 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり

■ 第1節 地域福祉の充実

- 1 地域福祉施策の推進 44
 - (1) 福祉団体の活動支援
 - (2) ボランティア活動の支援（人材の育成）
 - (3) 福祉のまちづくりの推進
 - (4) 地域の見守り活動の支援
 - (5) 社会保障制度の適正運営

- 2 障害者サービスの充実 46
 - (1) 日常生活の支援
 - (2) 相談支援体制の充実
 - (3) 社会参加の促進と交流機会の充実
 - (4) サービス提供事業所との連携

■ 第2節 高齢者福祉・介護サービスの充実

- 1 生活支援・介護予防の充実 47
 - (1) 生活支援・介護予防サービスの充実
 - (2) 介護保険制度の推進
 - (3) 高齢者福祉施設の充実

- 2 健康・生きがいづくりの支援 49
 - (1) 健康づくり・生きがいづくり
 - (2) 敬老事業の実施
 - (3) 高齢者の社会参加の促進

■ 第3節 子育て支援の充実

- 1 在宅子育て支援の充実 50
 - (1) 経済的支援の充実
 - (2) 子育て支援サービスの充実
 - (3) 子育て家庭の交流を促進する事業の充実
 - (4) 相談・指導体制の充実
 - (5) 情報提供の充実と一元化
 - (6) 放課後児童クラブの充実

- 2 ひとり親家庭等の福祉の充実 52
 - (1) 経済的自立支援の充実
 - (2) 生活支援の充実
 - (3) 相談体制の充実

第2章 健やかに暮らせる福祉コミュニティづくり

- 3 保育サービスの充実 53
 - (1) 保育所運営及び特別保育の充実
 - (2) 保育施設の整備と充実
 - (3) こども園（仮称）の検討

■ 第4節 保健・医療システムの確立

- 1 健康づくりの推進 55
 - (1) 地域保健推進計画の策定と推進
 - (2) 母子の健康づくりの推進
 - (3) 成人の健康づくりの推進
 - (4) 高齢者の健康づくりの推進
 - (5) 運動による健康づくりの推進
 - (6) 健康づくり組織の育成・支援
 - (7) 食育の推進
 - (8) 保健施設機能の強化
 - (9) 歯科保健の推進
 - (10) 感染症対策の推進
- 2 医療サービスの向上 58
 - (1) 地域医療体制の充実
 - (2) 市民病院の運営
 - (3) 国民健康保険事業の健全運営
 - (4) 福祉医療費助成制度の適正運営



1 地域福祉施策の推進

現状と課題

社会情勢の変化により、家庭での介護機能が低下し、それを補うための人材の確保が求められています。また、一方では市民の福祉活動・ボランティア活動の広がりや参加意識の高揚から、市民や団体などが行う福祉活動の身近な拠点づくりや既存の福祉団体・ボランティア団体等が連携して市域全体に活動を盛り上げていくための拠点づくり、相談や情報提供をする窓口の開設など、地域支えあい体制づくりの積極的な推進が今後の課題となっています。

本市では、170人の民生委員・児童委員や320人の民生・児童協力委員が中心となって、社会的孤立・孤独を未然に防ぐ見守り活動を行い、地域住民との緊密な連携を図っています。また、社会福祉協議会や各種福祉ボランティア団体との連携を図りながら、福祉サービスの充実に努めています。

一方、高齢者・障害者等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るため、高齢者や障害者等に配慮したユニバーサルデザイン*の福祉のまちづくりの推進や、日常生活に必要な施設への公共交通機関の維持及び確保に努める必要があります。

基本方針

市民一人ひとりの自立を地域社会全体で支援するため、地域の福祉資源を最大限に活用することにより、地域で活動する様々な市民参画による支え合いを推進し、自助・共助・公助*のバランスの取れた福祉コミュニティづくりを目指します。

また、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、福祉活動への市民の積極的な参加と活動のネットワークづくりを促進するとともに、ユニバーサルデザイン*の福祉のまちづくりを推進します。

施策の展開

(1) 福祉団体の活動支援

各種福祉団体の活動・連携を支援するため、福祉情報の提供・相談機能の充実を図るとともに、活動の拠点や体制づくりを促進します。

また、各種福祉計画に基づく地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉協議会が推進している地域福祉活動を積極的に支援します。

(2) ボランティア活動の支援（人材の育成）

ボランティア団体への活動支援や組織化を促進するとともに、団体間の交流活動や情報交換による連携を強化することにより、市民による主体的な活動を積極的に支援します。

また、より多くの市民がボランティア活動に参画できるよう、情報提供・相談機能の強化を図ります。

(3) 福祉のまちづくりの推進

住み慣れた地域で、年齢や障害に関係なく誰もが安心して快適な日常生活を営むことができるよう、ユニバーサルデザイン*の福祉のまちづくりを推進します。

また、利用施設が集積した福祉のまちづくり重点地区では、公共施設のバリアフリー*化を進めるとともに、その地区内の民間施設に対し、バリアフリー*化への取組みを促進します。

さらに、コミュニティバスや高齢者タクシー事業等により、高齢者・障害者等の移動手段の確保に努めます。

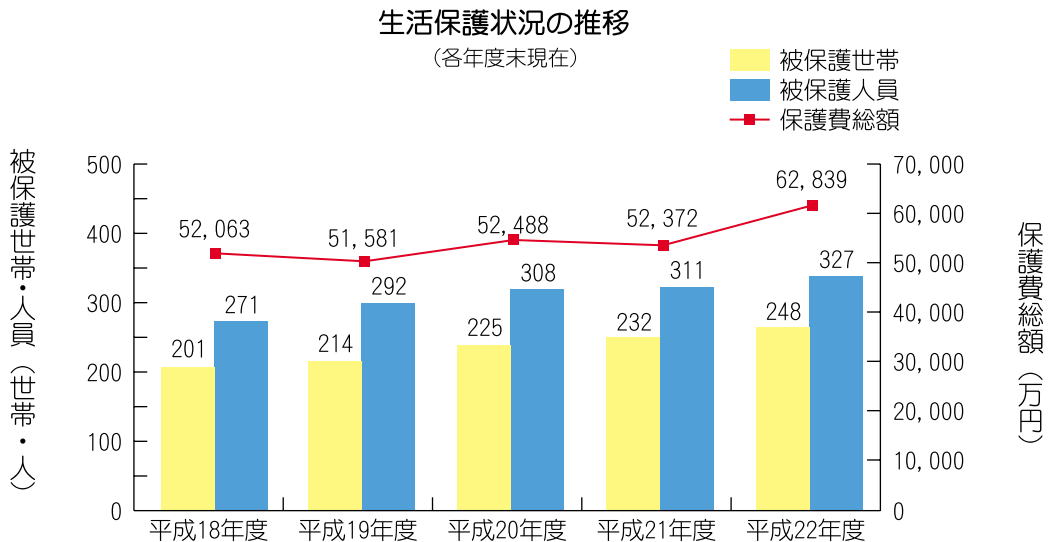
(4) 地域の見守り活動の支援

民生委員・児童委員による地域見守り活動を支援し、社会的孤立・孤独を未然に防ぐ地域づくりに努めます。

(5) 社会保障制度の適正運営

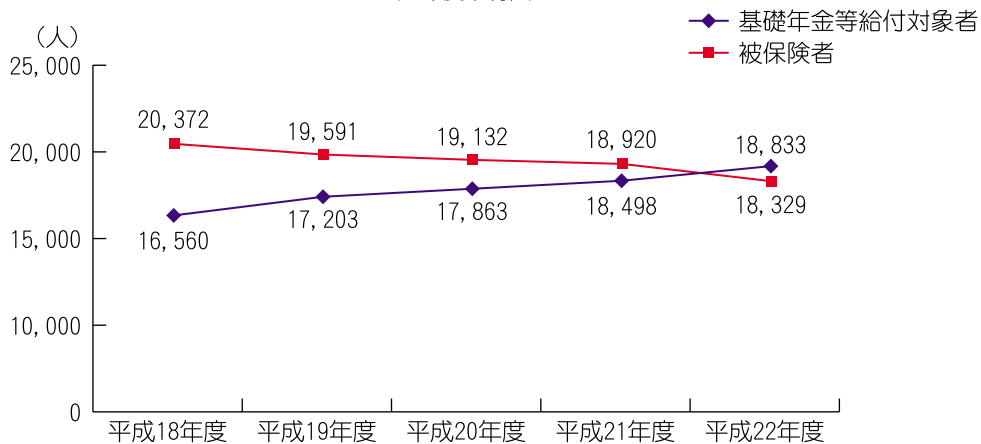
生活に困窮し、援護を必要とする低所得者に対して、健康で文化的な市民生活を送ることができるよう、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立への支援を行います。

また、老後の社会保障制度の柱として重要な役割を担っている国民年金については、年金制度の理解に向けて広報・啓発活動の充実を図り、被保険者の年金の受給権確保に努めます。



国民年金被保険者及び給付対象者の推移

(各年度末現在)



2 障害者サービスの充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化などの進展により、家族の介護機能が低下している中、障害福祉サービスに対するニーズは増加・多様化しています。障害者が、自己選択と自己決定のもと、その能力や個性を最大限に発揮して、地域の中で安心して暮らせるよう、相談支援体制やサービス供給体制の充実を図ることが必要です。

また、障害のある人となない人の相互理解や交流を深め、地域全体で支援していくことが重要となっています。

基本方針

たつの市障害者計画・障害福祉計画に基づき、障害者施策・障害者福祉サービスの基盤整備の推進を図ります。また、障害者が地域で安心して生活ができるよう、各関係機関と連携し、相談支援体制やサービス供給体制の充実に努めます。

施策の展開

(1) 日常生活の支援

すべての障害者が充実した日常生活を送ることができるよう、日常生活支援サービスの充実を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

障害者が、状態に応じて必要なサービスを選択できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、障害者等地域自立支援協議会を中心として、各関係機関との連携に努めます。

(3) 社会参加の促進と交流機会の充実

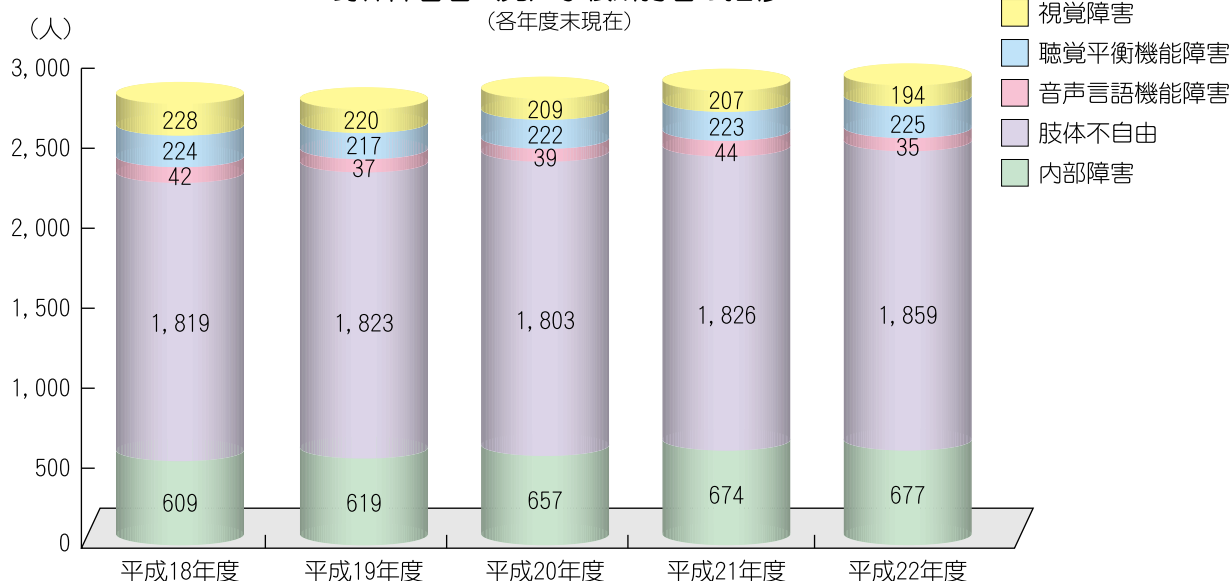
障害者自立支援法に掲げる地域生活支援事業の充実を図り、障害者団体、たつの市ボランティアセンター、各ボランティア協会と協調しながら、障害者の社会参加の促進と交流機会の充実を図ります。

(4) サービス提供事業所との連携

障害者のニーズに応じた支援を行うため、サービスを提供する事業所との連携強化を図るとともに、地域で生活できるような支援体制の充実を図ります。

身体障害者（児）手帳所持者の推移

（各年度末現在）



1 生活支援・介護予防の充実

現状と課題

介護保険や医療保険サービス、見守りなどの生活支援や成年後見制度*などの権利擁護、高齢者の住まいの整備などを地域において展開するためには、地域包括ケアの充実が必要となっています。

本市では、地域包括支援センターによる予防重視型の地域支援事業の継続や地域包括ケアシステム*の構築を目指し、個々人のニーズに応じて、医療・介護等の様々なサービスが適切に提供できるような地域での体制づくりを実施しています。

また、在宅生活を支援するための各種福祉サービスの実施、在宅生活が困難なひとり暮らし高齢者の養護老人ホームへの入所措置、地域包括支援センター・在宅介護支援センターを活用した相談業務の実施、福祉・介護・保健サービス提供者などとの連携による地域包括ケア会議、地域ケア会議を開催し、要援護高齢者への対応を協議しています。

また、介護保険制度については、サービス提供量が拡大することが予想されるため、被保険者の公平な費用負担を図るとともに、「たつの市介護保険事業計画」に則した事業運営を行う必要があります。

さらに、社会問題化している高齢者虐待の早期発見・対応や成年後見制度*の周知、活用にも取り組んでいます。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域での健康づくりや地域づくりの推進役となる人材の育成、地域での支え合い体制づくり、フォーマルサービス*の充実と質の向上、インフォーマルサービス*の発掘と積極的活用などを図ります。

また、介護保険制度に基づく適切なサービスが提供できるよう、サービスの質の確保・向上を図ります。

施策の展開

(1) 生活支援・介護予防サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、支え合いながら生きがいをもって暮らすことができる環境整備を図ります。

また、高齢者のニーズに的確に対応し、質の高いサービスを提供するため、地域包括支援センターの充実、関係機関等によるネットワークの整備やボランティアの育成等、日常生活圏域で適切にサービスを提供する体制づくりに努めます。

(2) 介護保険制度の推進

高齢者が住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、たつの市介護保険事業計画に基づき、介護ニーズに沿った、適切で質の高いサービスの提供を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となり、社会資源を活用したサービスの提供ができる体制づくりを推進します。

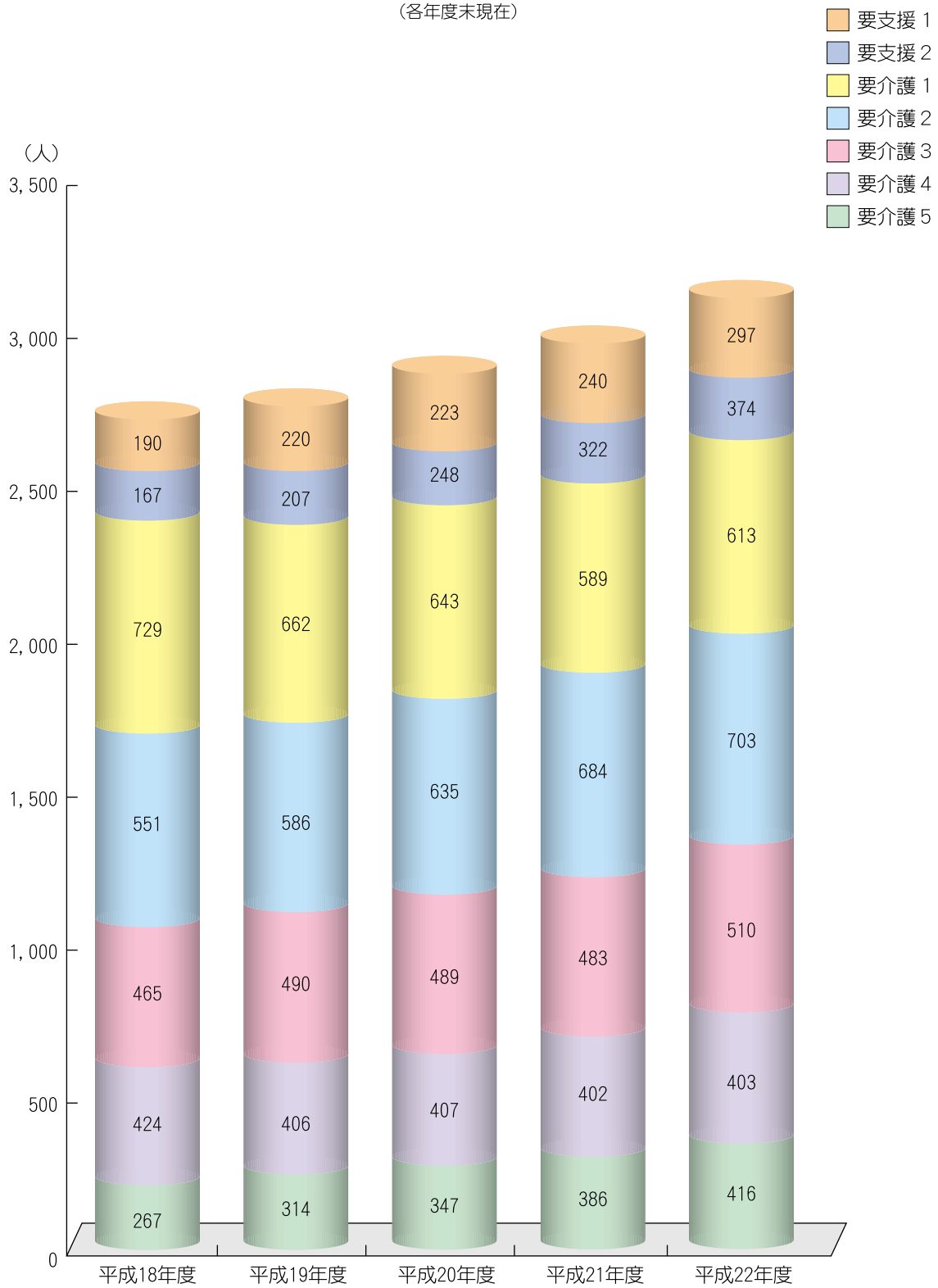
また、介護や地域での支え合いに関する学習・研修機会の充実を図り、保健・医療・福祉と介護をつなぐための情報提供に努めます。

さらに、認知症高齢者等の支援のため、地域での支え合い体制づくりや、高齢者虐待の早期発見・対応、成年後見制度*の活用を支援します。

(3) 高齢者福祉施設の充実

養護老人ホーム「たつの荘」及び介護老人保健施設「ケアホームみつ」の利用者のニーズに応じたサービスの提供及び施設の整備に努めます。

要介護（要支援）認定者の推移
（各年度末現在）



2 健康・生きがいづくりの支援

現状と課題

高齢者の健康づくり・生きがいづくりへの関心が高まっており、高齢者のニーズに応じたサービスの重点的な事業展開を推進する必要があります。

本市では、高齢者が心身の健康の保持を図り、豊かに自己の生きる道を創造することができるよう、生きがいセンターや高齢者ふれあいセンター等を設置しており、教養の向上、レクリエーション等の場を提供する一方、地域での世代間交流や自主的な高齢者の生きがいづくり活動が行えるよう、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して、活動支援や助成を行っています。

また、雇用対策として、高齢者の労働力の活用と就労意欲の向上、就労機会の拡充を図るため、シルバー人材センターへの助成・支援を行っています。

さらに、定年退職を迎えた高齢者が地域社会において健康で生きがいを持って過ごしていくための高齢者自らの取り組みや、地域社会でのボランティア活動・社会活動等自立型のサービスを推進していく必要があります。

基本方針

充実した人生を送るための生きがいづくり・社会参加・仲間づくり・健康づくりなど、高齢者の取り組みや活動の普及を支援・推進します。



グラウンドゴルフ風景

施策の展開

(1) 健康づくり・生きがいづくり

高齢者の生きがいを高め、ふれあいを深める老人クラブの健全な育成と会員の増加を図ります。

また、健康増進のための活動や高齢者向けスポーツ・レクリエーション等の普及・振興に努めます。

(2) 敬老事業の実施

長年にわたり地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、地域社会との協働による敬老事業の実施に努めます。

(3) 高齢者の社会参加の促進

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するため、高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験・技能など、多様な能力を地域社会に還元していく環境づくりや、高齢者自らの取り組みへの支援、関係機関との連携を図った就業機会の拡大・啓発を行い、高齢者の就労意欲の促進に努めます。

また、地域社会での奉仕作業やボランティア活動等社会活動への積極的な参加を促進します。



敬老会

1 在宅子育て支援の充実

現状と課題

近年の核家族化、都市化、女性の社会進出の増大、ライフスタイルの変化などにより、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

家庭での子育て力は、「子育て経験が少ない」「祖父母が身近にいない」「子育てと仕事の両立が困難である」などの理由により、著しく低下しています。

また、地域においても、近隣関係の希薄化により、子育てへの支援力が低下しており、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

さらに、子育て費用が家計を圧迫していることに加え、近年の深刻な社会問題である児童虐待や犯罪なども、子育てへの不安感・負担感を拍車をかけています。

このような状況に対応するため、平成22年3月に策定した「たつの市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に則し、集中的かつ計画的に取り組みを推進する必要があります。

基本方針

子どもを安心して産み育てられ、子どもが健やかに育つことを目的に策定した「たつの市次世代育成支援行動計画」を実現し、引き続き子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのまちを目指します。

施策の展開

（1）経済的支援の充実

子育て家庭にとって、教育費などの経済的負担は大きな問題となっているため、出産祝金、子どもの医療費助成制度を始め、各種手当の支給を行う一方、社会情勢や国・兵庫県の新たな施策の状況を見ながら、独自の施策検討を行い、今後も引き続き子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

（2）子育て支援サービスの充実

家庭における子育て力や地域における子育て支援力の低下に対応するため、ファミリーサポートセンターや子育て家庭ショートステイ事業などを充実し、子育て家庭の育児負担の軽減を図るとともに、地域の相互援助活動を促進します。

（3）子育て家庭の交流を促進する事業の充実

児童館の活用や子育てつどいの広場事業などの実施により、子育て家庭の情報交換や交流場所の提供を図るとともに、子育てサークルの支援、子育てへの不安感や負担感の軽減に努めます。



子育てつどいの広場事業

(4) 相談・指導体制の充実

子育ての不安や悩みを持つ親等には、電話やインターネットを通じて気軽に相談できる環境を整えるとともに、家庭児童相談員や関係機関との連絡を密にした相談・指導体制の強化を図ります。

また、“いじめ”や児童虐待などの早期発見・早期対応・未然防止に努めます。

(5) 情報提供の充実と一元化

子育てに関する情報不足が招く子育て不安の解消を図るため、市の広報誌やホームページを通じた情報提供に努めます。

また、子育てに関する情報を一元化した「子育て支援ガイドブック」の一層の充実を図ります。

(6) 放課後児童クラブの充実

放課後に子どもだけになってしまう家庭の小学校低学年の児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成に努めていきます。

また、子どもの安全・安心な居場所としての環境整備に努めます。



放課後児童クラブ

2 ひとり親家庭等の福祉の充実

現状と課題

ひとり親家庭等は、家事・育児・経済面を単身で行わなければならないため、経済的・社会的・精神的な負担により子育てに対する不安は、より大きいものとなっています。

本市でも、母子家庭や父子家庭、両親のいない家庭で養育されている児童が増加傾向にあり、児童扶養手当の受給対象を父子世帯へ拡大し、より幅広いひとり親家庭の経済的な支援に努めています。また、母子自立支援員を配置し、相談体制を整え、社会的負担や、精神的負担の軽減に取り組んでいます。

今後、ますます増加傾向にあるひとり親家庭等に対しては、手当の支給による支援にとどまらず、稼働収入による生活の安定が図られるよう就労を支援することが重要な課題となっています。

基本方針

ひとり親家庭等の子育てなど、家庭生活の安定を図るため、相談・支援体制の充実、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援策を推進し、ひとり親家庭等の自立の促進を図ります。

施策の展開

(1) 経済的自立支援の充実

今後も児童扶養手当等の支給を行い、ひとり親家庭等の経済的自立を支援します。

また、ひとり親家庭等の就労支援対策として自立支援給付金の支給や就職先の情報提供を行い、扶助から脱却して就労による自立・安定した生活が行えるよう、さらなる就労支援の充実を図ります。

(2) 生活支援の充実

日常生活における家事援護を要する家庭に対して、日常生活支援事業実施に向けての組織の構築を図ります。

ファミリーサポートセンターや子育て家庭シヨートステイ事業等の周知を徹底し、利用促進することにより、サービスの拡大充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

母子自立支援員や家庭児童相談員などによる総合的な相談体制を整えるとともに、相談員の研修などの強化によってより一層の資質向上を図り、さらに他機関との連携を強化することにより、ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減に努めます。



ファミリーサポートセンター交流会（夏休み工作教室）

3 保育サービスの充実

現状と課題

少子化が進行する主な要因に、個人の結婚観・価値観の変化による晩婚化・未婚化の進行に加え、夫婦の出生力の低下が挙げられています。この出生力の低下は、女性の社会進出や就労形態の変化などにより、子育てと仕事の両立が困難になっていることが一因であると言われており、子育てと仕事を両立させるためには、保育サービスの充実を図る必要があります。

本市には、現在、公立保育所が12園、私立保育園が14園（うち、認定こども園が1園）あり、通常保育に加えて、特定保育、延長保育、障害児保育などの特別保育事業を実施しています。

今後は、保護者の保育ニーズや国の方針に沿って、就学前児童への多様なサービス給付を提供するため、特別保育事業の推進や教育も含めた保育サービスの充実を図ることが重要な課題となっています。

また、保育施設の老朽化や少子化による児童数の減少により、建て替え、大規模改修、幼稚園との統廃合又は民間委託などの検討が必要となっています。

基本方針

通常保育に加えて特別保育を充実するとともに、保育の質を確保しながら保育サービスの充実を図り、次世代育成支援行動計画の実現を図ります。

また、保育と教育の一体的な提供について、国の動向を踏まえて検討を進めます。



施策の展開

(1) 保育所運営及び特別保育の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時預かり事業の充実を図ります。

また、病児・病後児保育事業や休日・夜間保育事業の実施についての検討を進めます。

さらに、各保育所において、引き続き子育てに関する相談・地域交流の場など地域子育て支援センターの役割を果たします。

(2) 保育施設の整備と充実

公立保育所の施設整備については、少子化による児童数の減少を加味し、大規模改修や統廃合、民間委託などの手法を検討しながら推進します。

また、園児の安全を守り、保育効果を高めるため、設備の改修や遊具の点検修繕など、計画的な整備を図ります。

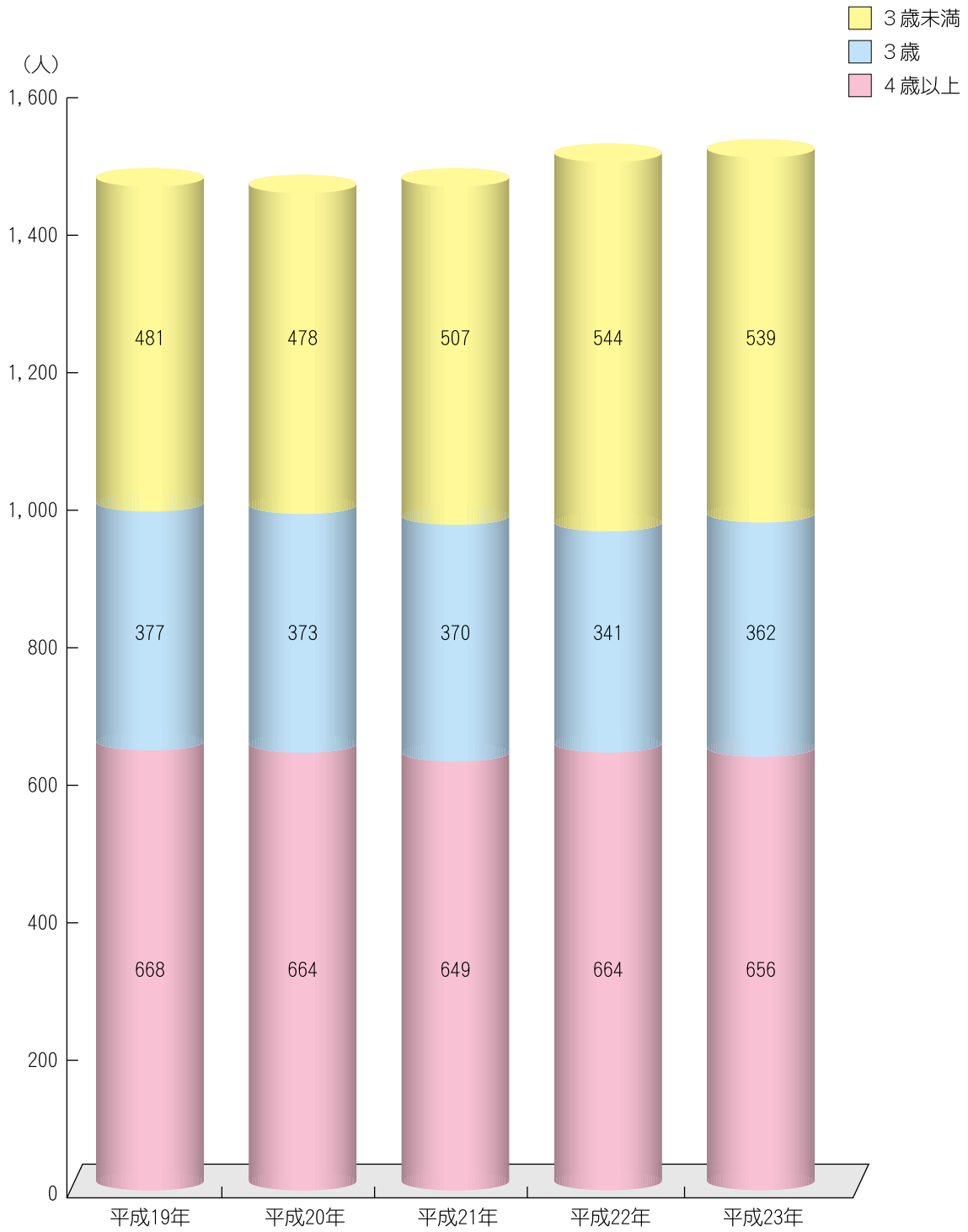
(3) こども園（仮称）の検討

本市の現状を踏まえながら、就学前児童に対し、保育と教育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場を提供し、地域における子育て支援を行う「こども園（仮称）」の導入に向けて検討します。



保育風景

保育所措置児童の推移
(各年次4月1日現在)



1 健康づくりの推進

現状と課題

市民の健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少等の確に対応するために策定された「たつの市地域保健推進計画・食育推進計画」をもとに、市民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを支援しています。

母子の健康づくりでは、子どもを健やかに産み育てるための支援とともに、今後は、安心して子育てができるよう、妊娠中からの相談指導の強化、良好な育児環境・療育システムの確立により、母子保健事業の推進を図っていく必要があります。

成人の健康づくりでは、生活習慣病予防のため、健診受診率の向上、保健指導の充実を図るとともに、健康教育や健康相談、訪問指導を実施し、さらに、個別支援、家族や地域ぐるみの健康づくりを実施する必要があります。

高齢者の健康づくりでは、健康診査等により要支援・要介護状態となるおそれのある二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な介護予防事業に結び付けるとともに、高齢者のニーズにあった介護予防事業の実現に向けた取り組みが必要であり、地域に根ざした総合的な介護予防事業の推進が求められています。

食育については、母子から成人・高齢者までを対象に、関係機関との連携のもとに食育をさらに進めていくとともに、健康づくり組織を活用し、地域ぐるみで健康づくりを展開していく取り組みが必要となっています。

さらに、感染症対策においては、予防接種率の向上を図るとともに、感染症予防の普及啓発に努め、発生時には、社会機能、経済活動の低下防止のため、各関係機関が一体となって取り組む体制づくりが必要となります。

基本方針

地域保健推進計画・食育推進計画をもとに、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組む健康づくり運動を推進します。

また、医療・福祉と連携を図り、各ライフステージに応じた健康診査・保健指導・健康教育の充実やそのための環境整備を図ります。

さらに、感染症対策として、一年を通して感染症予防の普及啓発に努め、発生時には、社会・経済活動が維持できるよう、関係機関が一体となって取り組んでいきます。

施策の展開

(1) 地域保健推進計画の策定と推進

地域保健推進計画・食育推進計画の中間評価とそれを踏まえた次期計画の策定を実施し、より効果的な健康づくり事業を推進します。

(2) 母子の健康づくりの推進

妊婦・乳幼児・母親の健康づくり推進のため、母子保健事業の充実を図り、虐待予防・育児不安等の早期把握・支援とともに、早期療育に努めます。

また、少子化対策及び妊婦の健康管理の充実を図るため、不妊治療及び妊婦健診への費用助成を行い、経済的負担の軽減に努め、安心して子どもを産み育てる体制の充実を図ります。



赤ちゃん相談

(3) 成人の健康づくりの推進

生活習慣病予防等の啓発により、市民総合健診（特定健診、がん検診）の受診率向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。

健康診査の結果に基づき、糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満などの要指導者を対象とした健康教室において、積極的な保健指導を実施し、生活習慣病予防を行います。

また、市民一般を対象とした健康相談についても、随時実施します。

(4) 高齢者の健康づくりの推進

高齢者健診の充実を図り、二次予防事業対象者を早期に把握し、栄養改善、運動・口腔機能の向上、閉じこもり・認知症・うつ予防を図るため、介護予防事業の推進を図ります。

また、高齢者自らが自主的に健康な生活を送れるよう、地域に根ざした総合的な介護予防事業を推進します。

さらに、健診受診による疾病の早期発見により、重症化予防にも努めていきます。

(5) 運動による健康づくりの推進

ドラゴンウォークや市歌の健康体操の普及、自主トレーニング講習会を実施するなど、自主的に運動を継続する市民の増加を図るとともに、関係機関や地域との連携を図り、ライフステージに応じた運動が実践できる環境づくりに努めます。

(6) 健康づくり組織の育成・支援

育児支援や市民の健康づくりに取り組む母子・健康推進委員や食育活動を主体的に推進するいずみ会など、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動や団体を育成・支援します。

(7) 食育の推進

食に対する意識の向上を図るため、地域保健推進計画・食育推進計画に基づき、家庭・学校・保育所・地域が連携し、また、生産者との交流を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するなど、健全な食生活を実践するための取組みを支援します。

(8) 保健施設機能の強化

はつらつセンターや各保健センターにおける健康づくり機器等の設備の充実を図ります。

(9) 歯科保健の推進

歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及や理解の向上に努め、生涯にわたって自分の歯を保持できるよう、効果的な虫歯予防、歯周疾患予防対策を推進します。

(10) 感染症対策の推進

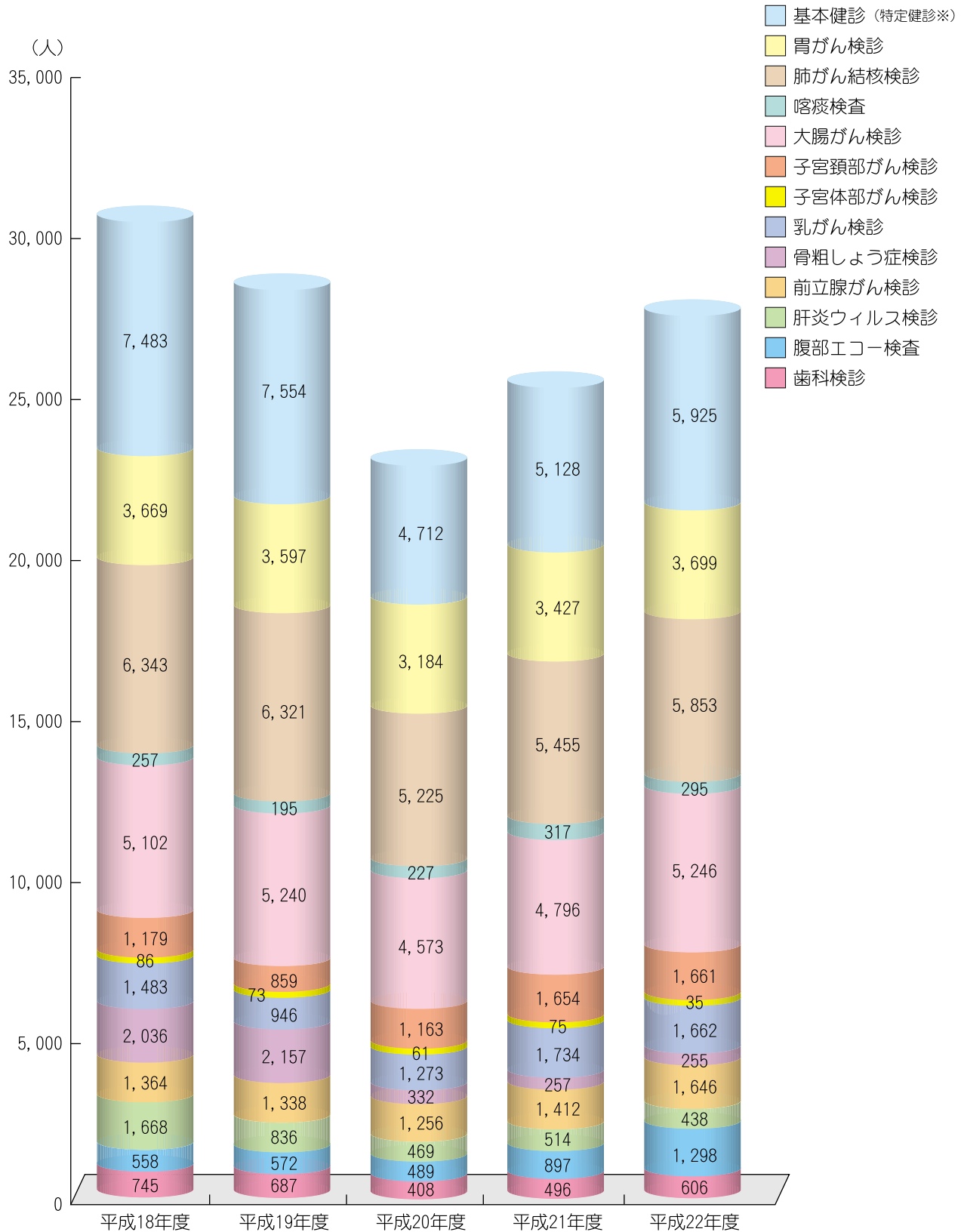
感染症予防については、一年を通じた普及啓発に努め、予防接種率の向上を図るとともに、龍野健康福祉事務所を中核として、医師会、学校関係、福祉施設関係等と連携し、迅速かつ確かな防疫体制に努めます。

また、新型インフルエンザ発生時には、「たつの市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、各段階に応じ、早期に関係機関が一体となり取り組んでいきます。



市民総合健診

健康診査受診者数の推移



※平成20年度からは、40歳未満、40～74歳の国保加入者、及び後期高齢者の受診者数

2 医療サービスの向上

現状と課題

市民病院では、「地域に根ざした医療」「患者様中心の医療」「安全・安心・信頼の医療」を実施しており、平成24年度の新病院完成を目指し、医療機器・設備の整備充実を図っています。しかし、厳しい医療情勢の中、医師不足等により収益が悪化しており、病院経営の健全化対策が重要課題となっています。

本市の国民健康保険事業は、高齢化の進展や医療技術の高度化により年々医療費が増加し、厳しい財政状況が続いていますが、今後の事業の広域化等の動向を見極めて、安定した事業運営の必要があります。

また、福祉医療費助成制度については、市民の医療費負担を軽減するため、老人・重度障害者・母子・父子・中学3年生までの子ども等を対象とした医療費の助成を実施していますが、今後も安心して医療サービスが受けられるよう、制度の充実が求められています。

基本方針

市民病院については、自治体病院として、医療連携の拠点機能を果たし、地域の医療ニーズに应变的に対応するとともに、中長期的展望を持って安定的な病院経営を目指します。

また、国民健康保険事業については、健康で安定した生活ができるよう、引き続き医療費の適正化と保険税収納率の向上を図り、健全運営に努めます。



市民病院のイメージ図

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

地域の医療機関との連携を強化し、地域住民が安心できる医療提供体制を整備します。

また、小児救急や災害時医療についても拡充整備を目指します。

産婦人科については、広域的なネットワークづくりに取り組み、一方、産婦人科医療機関の誘致にも努めます。

(2) 市民病院の運営

市民病院では、医療機器の整備を図るとともに、救急及び小児医療の充実、地域医療連携の強化、健診・人間ドック事業の充実に努め、市民から信頼される病院を目指します。

また、経営健全化計画に基づいて診療収入増加策や経費削減策を着実に実行し、安定した病院経営を目指します。

(3) 国民健康保険事業の健全運営

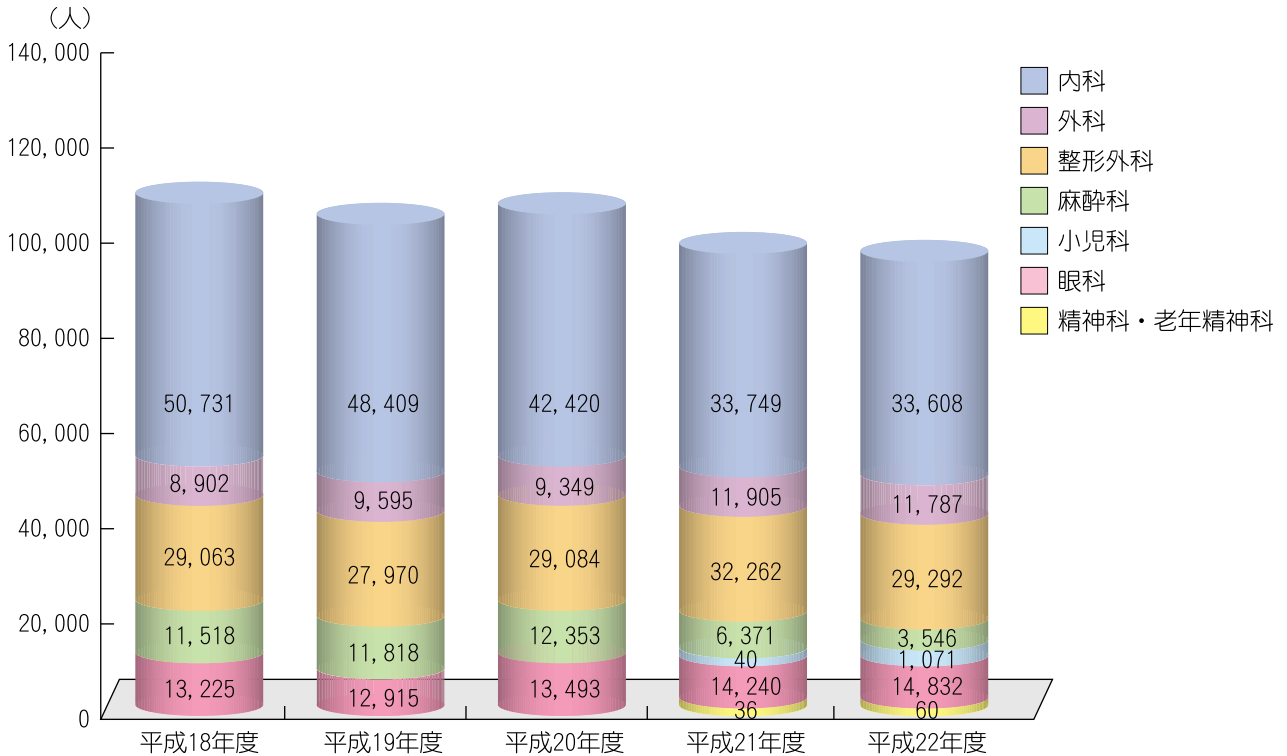
国保財政の安定を図るため、医療費の動向を的確に把握し、適正な課税と収納率の向上に努めます。

また、レセプト*による疾病分析、健康診査の推進と健診後の保健指導の徹底、レセプト*点検の充実強化、ジェネリック医薬品*の普及促進等により、引き続き医療費の抑制に努めます。

(4) 福祉医療費助成制度の適正運営

福祉医療費助成制度の周知に努めるとともに、国・県の動向を見ながら社会のニーズに対応した制度の見直しを図ります。

市民病院（市立御津病院）の患者数（入院及び外来）の推移



※室津診療所を含む。
 ※「内科」は、呼吸器内科、消化器内科及び循環器内科を含む。

国民健康保険被保険者数と保険給付額の推移

